

2017年7月6日

健保担当責任者 殿
被 保 険 者 各 位

パナソニック健康保険組合

**2017年7月5日からの大雨による災害により被災した
被保険者に係る一部負担金および健康保険料等の取り扱いについて**

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2017年7月5日からの九州北部地方における大雨災害により、内閣府は下記市村に対して災害救助法の適用を決定しました。

当該市村に在住する世帯の当健保被保険者および被扶養者に係る一部負担金並びに被災事業所等における健康保険料の取り扱い等について、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

記

【適用市村】

福岡県：朝倉市（あさくらし）・朝倉郡東峰村（あさくらぐんとうほうむら）
大分県：日田市（ひたし）・中津市（なかつし）

【措置内容】

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の猶予または免除
- ② 保険料の納期限の延長または納付猶予
- ③ 被災により被保険者証を紛失した場合の再交付

【上記①の免除対象となる被災】

災害救助法の適用を受けた市村における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、全流出の損害を受けた状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ・被保険者の行方が不明である状態

【お問い合わせ先】

パナソニック健康保険組合 保険業務部
給付課 担当：古元・適用課 担当：高城
Pana-Van : 7-696-2426・2456
TEL 06-6992-5138・2100（直通）

以上